

平成27年4月1日規程第144号

国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの施設研修に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、長寿医療研修センターが申込窓口となり、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）が次条第1項に規定する団体を対象として実施する施設研修に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象団体等)

第2条 施設研修を申し込むことができる団体は、次に掲げる団体とし、それぞれ当該各号に規定する研修プログラムを実施するものとする。

- 一 一般団体(大学、職場、民生委員、サークル等) 研修プログラム別紙 1
- 二 教育団体(中学校、高等学校、特別支援学校等) 研修プログラム別紙 2
- 三 医療関係団体 研修プログラム別紙 3

2 前項の規定にかかわらず、研修対象者に日本語を理解しない者が含まれる場合には、当該研修対象者に係る研修プログラムについては、研修開発室長が団体と調整して決定する。

3 前項に規定する研修プログラム（以下「特別研修プログラム」という。）については、原則として英語により実施する。

4 特別研修プログラムを英語により実施する場合において、研修対象者が英語を理解しない場合には、当該特別研修プログラムを申し込んだ団体の負担により通訳者を同伴させなければならない。

5 参加人数は50名程度までとする。

(費用)

第3条 研修費は、前条第1項第一号及び第三号に規定する団体に係る研修プログラムについては一人2,000円（税込）とし、同項第二号に規定する団体に係る研修プログラムについては無償とする。ただし、特別研修プログラムについては一人10,000円（税込）とする。

(実施日時)

第4条 センターが施設研修を受入れる日時は、月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末・年始（12月29日から1月3日）を除く。）の10時から12時まで及び13時から16時ま

での間とする。ただし、特別研修プログラムについては、9時から17時までの間とする。

(時間)

第5条 施設研修時間は、概ね1時間半から2時間とする。ただし、特別研修プログラムについては、半日又は1日とする。

(申込)

第6条 施設研修を希望する団体は、研修を希望する日の2週間前までに、センター理事長（以下「理事長」という。）宛に施設研修申込書（別紙様式）を提出しなければならない。ただし、特別研修プログラムについては、研修を希望する日の1ヶ月前までに提出しなければならない。

2 理事長は、次のいずれかに該当するときは、施設研修の申込を拒み、又は取消すことができる。

- 一 センターの業務遂行上支障があると判断される時
- 二 安全上問題があると判断される時

(損害賠償の責任)

第7条 申込団体は、施設研修中にセンターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、施設研修に関し疑義が生じた場合は、センターと団体代表者が協議のうえ定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。